

1.日常生活圏域の基本情報

日常生活圏域を所掌する地域包括支援センター		市全体			南部			小牧						味岡			篠岡						北里		
◆4月1日時点の基本情報(住民票システムから抽出)		(市全域)			南部圏域			小牧中部圏域			小牧西部圏域			味岡圏域			篠岡圏域						北里圏域		
		R7	R6	前年度比	R7	R6	前年度比	R7	R6	前年度比	R7	R6	前年度比	R7	R6	前年度比	R7	R6	前年度比	桃花台			R7	R6	前年度比
																				R7	R6	前年度比			
圏域人口	(人)	148,674	149,288	99.6%	24,003	24,046	99.8%	27,869	27,729	100.5%	13,684	13,628	100.4%	33,544	33,675	99.6%	30,343	30,939	98.1%	20,071	20,492	97.9%	19,231	19,271	99.8%
高齢者数	(人)	38,243	38,163	100.2%	4,717	4,722	99.9%	5,826	5,795	100.5%	3,549	3,550	100.0%	8,271	8,302	99.6%	10,616	10,506	101.0%	7,214	7,062	102.2%	5,264	5,288	99.5%
前期高齢者数	(人)	15,760	16,469	95.7%	1,832	1,885	97.2%	2,469	2,545	97.0%	1,376	1,447	95.1%	3,005	3,202	93.8%	5,112	5,334	95.8%	3,865	4,023	96.1%	1,966	2,056	95.6%
後期高齢者数	(人)	22,483	21,694	103.6%	2,885	2,837	101.7%	3,357	3,250	103.3%	2,173	2,103	103.3%	5,266	5,100	103.3%	5,504	5,172	106.4%	3,349	3,039	110.2%	3,298	3,232	102.0%
高齢化率	-	25.7%	25.6%	100.6%	19.7%	19.6%	-	20.9%	20.9%	-	25.9%	26.0%	-	24.7%	24.7%	-	35.0%	34.0%	-	35.9%	34.5%	-	27.4%	27.4%	-
ひとり暮らし高齢者数	(人)	9,913	9,557	103.7%	1,357	1,325	102.4%	1,770	1,676	105.6%	954	923	103.4%	2,261	2,157	104.8%	2,159	2,108	102.4%	1,290	1,233	104.6%	1,412	1,368	103.2%
高齢者のみの世帯数	(戸)	18,038	17,691	102.0%	2,296	2,266	101.3%	2,855	2,773	103.0%	1,632	1,606	101.6%	3,996	3,924	101.8%	4,760	4,647	102.4%	3,199	3,087	103.6%	2,499	2,475	101.0%

2.各圏域を所掌する地域包括支援センターの基本情報

				南部			小牧			味岡			篠岡			北里		
◆職員配置(4月1日時点)																		
職員の職種・役割				職員配置数			職員配置数			職員配置数			職員配置数			職員配置数		
				実人数	常勤	常勤換算	実人数	常勤	常勤換算	実人数	常勤	常勤換算	実人数	常勤	常勤換算	実人数	常勤	常勤換算
地域包括支援センター推進事業	条例上の職種	保健師 (その他これに準ずる者を含む)	(人)	2	1	1.7	2	0	1.4	2	1	1.8	2	2	2.0	1	1	1.0
		社会福祉士 (その他これに準ずる者を含む)	(人)	3	2	2.4	3	2	2.7	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0
		主任介護支援専門員 (その他これに準ずる者を含む)	(人)	2	2	2.0	2	1	1.7	2	2	2.0	3	3	3.0	1	1	1.0
		小計(A)	(人)	7	5	6.1	7	3	5.8	5	4	4.8	6	6	6.0	3	3	3.0
	その他の職種	介護支援専門員	(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0	0.8	1	1	1.0
		小計(B)	(人)	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1	0	0.8	1	1	1.0
支援事業	認知症地域支援推進員 (チームオレンジコーディネーター)		(人)	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0
	小計(C)		(人)	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0
計	センター職員合計 (A)+(B)+(C)		(人)	8	6	7.1	8	4	6.8	6	5	5.8	8	7	7.8	5	5	5.0

《参考》地域包括支援センターの人員配置基準

		南部				小牧				味岡				篠岡				北里				
◆昨年10月1日時点の圏域の高齢者人口（条例上の職員配置基準の基礎となる人口）																						
第1号被保険者数		(人)	4,719				9,380				8,283				10,568				5,298			
◆地域包括支援センター運営事業、地域ケア会議推進事業の人員配置基準		基本	人口超過分			基本	人口超過分			基本	人口超過分			基本	人口超過分			基本	人口超過分			
			1,000人未満	2,000人未満	3,000人未満		1,000人未満	2,000人未満	3,000人未満		1,000人未満	2,000人未満	3,000人未満		1,000人未満	2,000人未満	3,000人未満					
条例上の人員配置基準																						
保健師 (その他これに準ずる者を含む)		(人)	1	－	－	－	1	1 OR 2	－	1	1	－	－	1	1	－	2	1	1	－	－	－
社会福祉士 (その他これに準ずる者を含む)		(人)	1	－	－	－	1		－	1	1	－	－	1	1	－		1	1	－	－	－
主任介護支援専門員 (その他これに準ずる者を含む)		(人)	1	－	－	－	1		－		1	－	－		1	1			－	1	－	－
計		(人)	3				6～7				5				7				3			
(圏域内の第1号被保険者数/センター人員) ≤1,500人																						
3職種(準ずる者を含む)の職員数		(人)	4				7				6				8				4			
◆認知症総合支援事業の人員配置基準																						
認知症地域支援推進員 (チームオレンジコーディネーター)		(人)	1				1				1				1				1			

○小牧市地域包括支援センターの運営方針並びに職員に係る基準及び職員の員数を定める条例(抜粋)

(職員の配置基準)

第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の職種及びその員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人

(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人

(3) 主任介護支援専門員(介護支援専門員であって、介護保険法施行規則第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの(当該研修を修了した日(以下「修了日」という。)から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。)をいう。)その他これに準ずる者 1人
- 2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。
- 3 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合における専ら当該地域包括支援センターの職務に従事する常勤の職員の職種の員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職員の配置基準とすることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	職員の配置基準
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員でない者とすることができる。)
おおむね2,000人以上3,000人未満	前項第1号に掲げる者1人及び前項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人